平成２１年（フ）第１５６１４号
神奈川県横浜市栄区小菅ケ谷４丁目14―61―501
破産者　佐藤　智美
1　決定年月日　平成22年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１９３０号
東京都足立区小台１丁目18―８―201
破産者　青木　　訓（旧姓遠藤）
1　決定年月日　平成22年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３８１３号
名古屋市東区葵３丁目18番17号
破産者　有限会社マイテル
1　決定年月日　平成22年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１８号
兵庫県豊岡市下鶴井1696番地
破産者　有限会社グラウンド
1　決定年月日　平成22年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２１年（フ）第３２６号
茨城県土浦市中村東１丁目２番10号
破産者　株式会社エスワンホーム
1　決定年月日　平成22年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第６３６号
埼玉県日高市大字森戸新田90番地18
破産者　有限会社村岡運輸
1　決定年月日　平成22年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第２０８０号
千葉県千葉市若葉区都賀の台２丁目１番10号
破産者　濱環境株式会社
1　決定年月日　平成22年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０８１号
千葉県千葉市若葉区みつわ台５丁目13―４―105
破産者　花島　由美
1　決定年月日　平成22年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成１９年（フ）第３号
山梨県富士吉田市新屋363番地
破産者　小俣　壽春
1　決定年月日　平成22年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２１年（フ）第２８号
静岡市清水区馬走北５番16号
破産者　株式会社ビッグムーン
1　決定年月日　平成22年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３１８７号
愛知県海部郡大治町大字砂子字二又2041番地
破産者　二葉工業株式会社
1　決定年月日　平成22年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３２４７号
名古屋市西区那古野２丁目18番１号
破産者　株式会社ロンアルヴィ
1　決定年月日　平成22年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３９６号
愛知県日進市藤島町相山71番地の２
破産者　有限会社エーエスエーアイ
1　決定年月日　平成22年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１５号
津市幸町８番１号
破産者　有限会社ミドリスポーツ
1　決定年月日　平成22年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２２年（フ）第１７号
三重県津市城山３丁目14番33号　アーバンヒルズ城山505
破産者　前川ルミ子
1　決定年月日　平成22年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２１年（フ）第９０９０号
大阪府吹田市千里山西４丁目39　千里山ロイヤルＥ棟304号岩﨑泰枝方、住民票上の住所大阪市西区新町３丁目５番21―601号
破産者　岩﨑　快裕
1　決定年月日　平成22年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１６０１号
神戸市兵庫区出在家町１丁目２番５号
破産者　羽東エンジニアリング株式会社
1　決定年月日　平成22年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５号
札幌市東区北15条東15丁目３番７号
破産者　株式会社三永
1　決定年月日　平成22年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９７号
北海道河西郡更別村字弘和477番地１
破産者　十勝モーターパーク株式会社
1　決定年月日　平成22年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第５７号
北海道帯広市西５条南21丁目17番地の２
破産者　株式会社藤田組
1　決定年月日　平成22年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第１７１号
青森県つがる市柏桑野木田字福井52番地１
破産者　有限会社アオセツ工業
1　決定年月日　平成22年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第４１３号
秋田市新屋鳥木町１番31号
破産者　株式会社ハセベ
1　決定年月日　平成22年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２４０２号
京都市西京区松尾東ノ口町105番地
破産者　丸共製本有限会社
1　決定年月日　平成22年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係